

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
20/07/28	火	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
		16:30	岩手県特別支援学級・通級教室設置校長協議会長来訪	都南分庁舎 教育長室
20/07/29	水			
20/07/30	木	10:00	盛岡市小中学校初任者研修①(教育長講話)	都南分庁舎 4階大会議室
		13:10	転出校長辞令交付式	都南分庁舎 教育長室
20/07/31	金	10:00	盛岡市小中学校初任者研修①(教育長講話)	都南分庁舎 4階大会議室
		13:30	第2回管理運営研修会(講師)	都南文化会館 大ホール
20/08/01	土			
20/08/02	日			
20/08/03	月	11:30	副校長辞令交付式	都南分庁舎 教育長室
		14:00	第1回市勢振興功労者表彰選考委員会	本庁舎本館8階会議室
20/08/04	火			
20/08/05	水	14:00	スクールガードリーダー懇談会(挨拶)	都南分庁舎 教育委員会室
20/08/06	木	10:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
		13:00	【市議会】臨時会	本庁舎 議場
		16:30	葛巻町高畑教育長来訪	都南分庁舎 教育長室
20/08/07	金	10:00	教育研究所公開講座視察	都南公民館
20/08/08	土			
20/08/09	日			
20/08/10	月			
20/08/11	火			
20/08/12	水			
20/08/13	木			
20/08/14	金			
20/08/15	土			
20/08/16	日			
20/08/17	月			
20/08/18	火	9:30	教育委員会業務⑤	都南分庁舎 教育委員会室
20/08/19	水			
20/08/20	木	15:10	外国人英語指導講師(ALT)辞令交付式	都南分庁舎 教育長室
		16:00	雫石町作山教育長来訪	都南分庁舎 教育長室
20/08/21	金	15:00	教育委員会事務点検評価会議	都南分庁舎 教育委員会室
20/08/22	土			
20/08/23	日			
20/08/24	月	13:00	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
20/08/25	火			
20/08/26	水			
20/08/27	木	9:00	第53回盛岡市中学校駅伝競走大会視察	岩手県営運動公園陸上競技場
		14:00	教育委員会定例会	先人記念館

(2) 専決処分の報告について

1 報告の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により8月市議会臨時会に報告事項として提出したので、報告するものである。

2 専決処分の内容

- (1) 令和2年5月31日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボールが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷した損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めたものである。（報告第38号）
- (2) 令和2年5月30日、盛岡市立見前中学校グラウンドにおいて、野球部の練習試合中、ファウルボールが防球ネットを越え、駐車場に駐車していた車両に当たり、車両を損傷した損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めたものである。（報告第39号）
- (3) 令和2年5月16日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボールが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷した損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めたものである。（報告第45号）

3 報告書

別紙のとおり

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 6 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 190,817円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 5 月 31 日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボールが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 6 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 8,063円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 5 月 30 日、盛岡市立見前中学校グラウンドにおいて、野球部の練習試合中、ファウルボールが防球ネットを越え、駐車場に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 6 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 7 月 17 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金99,891円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 5 月 16 日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボールが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

(3) (仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業について

1 趣旨

(仮称) 盛岡学校給食センターの整備については、民間活力を活用したPFI(BTO)方式による整備手法を採用することとし、事業者を選定するため、これまで「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づく特定事業の選定、募集要項の公表等各種手続を行ってきたところである。

今般、公募型プロポーザル方式により企画提案を募ったところ、2つの事業者グループから提案があり、有識者等5名で構成する「(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業審査委員会(岩田智委員長ほか4名)」(以下「審査委員会」という。)において、令和2年7月31日に最優秀提案者を選定し、令和2年8月6日付け市長決裁により優先交渉権者として決定したので、その内容について報告するものである。

2 事業名 (仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業

3 事業期間

- (1) 設計・施工期間 令和3年1月1日～令和5年1月31日
- (2) 開業準備期間 令和5年2月1日～令和5年3月31日
- (3) 維持管理・運営期間 令和5年4月1日～令和20年3月31日(15年間)

4 企画提案提出者数 2者

5 優先交渉権者

ジーエスエフグループ

参加区分	企業名	役割
構成員	株式会社ジーエスエフ(代表企業)	運営企業
	昭栄建設株式会社	建設企業
	樋下建設株式会社	建設企業
	日本調理機株式会社 東北支店盛岡営業所	厨房設備の調達・設置企業
	株式会社合人社計画研究所	維持管理企業
協力企業	株式会社盛総合設計	設計・工事監理企業
	株式会社武田菱設計	設計・工事監理企業

6 (仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業審査委員会について

(1) 審査委員会の構成

区分	氏名	摘要
委員長	岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部教授
副委員長	石井 敏	東北工業大学工学部建築学科教授
委員	秦 希久子	盛岡大学栄養科学部栄養科学科准教授
委員	豊岡 勝敏	盛岡市教育部長
委員	佐藤 卓	盛岡市財政部資産経営課長 (R2.3.31まで 加藤 英樹)

(2) 審査委員会の開催経過

日程	会議名	主な議題等
令和元年 8月1日	第1回審査委員会	委員長等の選出 会議の進め方について 実施方針及び要求水準書(案)について
令和元年 11月15日	第2回審査委員会	事業者選定方法の変更について 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問 への回答の報告 特定事業の選定について 優先交渉者決定基準について
令和2年 5月28日	第3回審査委員会	事業の経過報告について 委員会の進め方について 審査方法について
令和2年 7月31日	第4回審査委員会	ヒアリング(プレゼンテーション等) 最優秀提案者の選定

7 審査の状況

(1) 資格審査

令和2年3月2日に2事業者グループから参加資格審査に関する書類の提出があり、いずれのグループも応募者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力を有していることが確認された。

【応募者一覧（受付順）】

応募者	参加区分	企業名	役割
メフォスグループ 【受付番号： 315】	構成員	(株)メフォス（代表企業）	運営企業
		(株)久慈設計	設計・工事監理企業
		日本国土開発(株) 盛岡営業所	建設企業
		菱和建设(株)	建設企業
		(株)中西製作所 盛岡営業所	厨房設備の調達・設置企業
		(株)盛岡総合ビルメンテナンス	維持管理企業
	(株)長大 北東北事務所	その他企業	
協力企業	(なし)		
ジーエスエフグループ 【受付番号： 418】	構成員	(株)ジーエスエフ（代表企業）	運営企業
		昭栄建設(株)	建設企業
		樋下建設(株)	建設企業
		日本調理機(株)東北支店 盛岡営業所	厨房設備の調達・設置企業
		(株)合人社計画研究所	維持管理企業
	協力企業	(株)盛総合設計	設計・工事監理企業
		(株)武田菱設計	設計・工事監理企業

(2) 提案審査

ア 提案書類及び提案価格の確認

令和2年6月5日の提案書類の受付では、資格審査を通過した2事業者グループから提案書が提出され、いずれのグループも応募者に求めた提案書類がすべて揃っていること、また、提案価格書に記載された提案価格が、提案上限額の範囲内であることが確認された。

イ 基礎審査

応募者の提案書類について、要求水準に未達の無いこと等、基礎審査項目を満たしていることが確認された。

ウ 加点審査

「（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業優先交渉権者決定基準」に基づき、提案価格以外の審査項目について、事前審査及びヒアリングを実施し、加点審査を行った。

なお、審査に当たっては、事業者グループ名及び企業名を明らかにせず、匿名審査により実施した。

エ 価格審査

設計・施工及び維持管理・運営期間15年間の事業費の総額について、上限額を9,772,156,000円として、提案された価格を次の方法で点数化した。

$\text{価格審査点} = (\text{最も低い提案価格} / \text{当該提案価格}) \times \text{配点 (30点)}$

【提案審査の配点】

審査項目（大項目）	配点
加點審査点	70点
1 施設整備業務	25点
2 維持管理業務	7点
3 運營業務	25点
4 事業計画	7点
5 その他	6点
価格審査点	30点
合計	100点

8 優先交渉権者の決定

最優秀提案者は、令和2年7月31日に開催された第4回審査委員会において、「ジーエスエフグループ」が選定された。また、次点の「メフォスグループ」は、次点提案者として選定された。

これを受け、市は、令和2年8月6日付け市長決裁により本事業の実施に係る契約の相手方として、「ジーエスエフグループ」を優先交渉権者に決定した。

今後は、事業者グループと基本協定を締結し、その後、事業者グループで構成する特別目的会社(SPC)と事業仮契約を締結し、令和2年12月市議会定例会に契約議案を提出する予定である。

なお、審査委員会における審査結果は、次のとおり。

(1) 加點審査

区分（大項目）	メフォスグループ	ジーエスエフグループ
1 施設整備業務	20.00点	20.60点
2 維持管理業務	5.40点	5.45点
3 運營業務	21.05点	20.85点
4 事業計画	5.30点	5.70点
5 その他	5.00点	5.00点
加點審査点	56.75点	57.60点

(2) 価格審査

区分	メフォスグループ	ジーエスエフグループ
提案価格（税込価格）	9,432,320,251円	8,521,352,900円
価格審査点	27.10点	30.00点

(3) 総合評価

区分	メフォスグループ	ジーエスエフグループ
加点審査点	56.75点	57.60点
価格審査点	27.10点	30.00点
総合評価点	83.85点	87.60点

※ 各表の得点は、少数点第2位までを表示する。

9 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和2年8月	基本協定の締結
令和2年10月	事業仮契約の締結
令和2年12月	12月市議会定例会での契約議案の議決手続き
令和3年1月～令和5年1月	設計・施工
令和5年2月～令和5年3月	開業準備
令和5年4月	供用開始

(4) 盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員の委嘱等について

盛岡市立区界高原少年自然の家管理運営規則(昭和50年教育委員会規則第7号)第5条の規定に基づく盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員を次のとおり解職し、及び委嘱したものである。

解職(令和2年6月30日付け)

氏名	住所	生年月日	区分
近藤尚樹			学校教育関係者
志賀達哉			少年教育関係者
石戸満			少年教育関係者

委嘱(令和2年7月1日付け)

氏名	住所	生年月日	区分
真壁信義			学校教育関係者
谷藤元春			少年教育関係者
三浦貴之			少年教育関係者

盛岡市立区界高原少年自然の家運営委員名簿

令和2年7月1日現在

	氏名	推薦団体	役職等	区分	備考
1	わたなべ なおこ 渡 邊 奈穂子	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	会員	学校教育関係者	
2	まがべ のぶひら 真 壁 のぶ 弘義	盛岡市小学校長会	副会長（山岸小学校長）	学校教育関係者	新規
3	たけuchi ひでき 田 口 秀 樹	盛岡市中学校長会	運営委員担当（乙部中学校長）	学校教育関係者	
4	たにふじもと はる 谷 藤 もと 春	盛岡市スポーツ少年団	委員	少年教育関係者	新規
5	みうら たかゆき 三 浦 たか 之	盛岡市PTA連合会	理事	少年教育関係者	新規
6	たき たか 滝 田 たか	ボーイスカウト盛岡地区協議会	盛岡地区プログラム活性委員長	少年教育関係者	
7	かつともこ 勝 智 子	ガールスカウト盛岡地区協議会	ガールスカウト岩手県連盟 第18団ジュニア部門リーダー	少年教育関係者	
8	かまたまきこ 鎌 田 まき子	盛岡市子ども会育成会連絡協議会	会長	少年教育関係者	
9	きむら はつこ 木 村 はつ 子	盛岡市少年指導員連絡協議会	副会長	少年教育関係者	
10	いとう じゅん 伊 藤 純	盛岡世代にかける橋	代表	知識経験を有する者	
11	やまもと しんじ 山 本 しん 次	国立大学法人岩手大学	農学部教授	知識経験を有する者	

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

議案第 15 号

盛岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について
盛岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 8 月 27 日 提出

盛岡市教育委員会教育長 千葉 仁 一

盛岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年岩手県条例第 47 号）第 7 条の規定に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員であって、盛岡市立学校（盛岡市立学校に関する条例（昭和 39 年条例第 46 号）第 2 条から第 5 条までに規定する学校をいう。）に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務時間をいう。
 - ア 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 21 年条例第 5 号。以下「幼稚園給与等条例」という。）第 1 条に規定する教員 幼稚園給与等条例第 2 条の規定によりその例によることとされた市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「県給与等条例」という。）第 26 条から第 26 条の 4 までに規定する勤務時間
 - イ 盛岡市立学校に関する条例第 2 条及び第 3 条に規定する学校の教育職員 県給与等条例第 26 条から第 26 条の 4 までに規定する勤務時間
 - ウ 盛岡市立高等学校の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 45 年条例第 27 号。以下「高等学校給与等条例」という。）第 1 条に規定する教員 高等学校給与等条例第 2 条の規定によりその例によることとされた職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条並びに第 5 条に規定する勤務時間
- (3) 在校等時間 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として別に定める方法により算出される時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 次に掲げる日（代休日（第 2 号アに掲げる教員にあっては幼稚園給与等条

例第2条の規定によりその例によることとされた県給与等条例第26条の11第1項に規定する代休日、同号イに掲げる教育職員にあっては県給与等条例第26条の11第1項に規定する代休日、同号ウに掲げる教員にあっては高等学校給与等条例第2条の規定によりその例によることとされた職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項に規定する代休日をいう。)が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(当該休日を除く。)

イ 休日給(第2号アに掲げる教員にあっては幼稚園給与等条例第2条の規定によりその例によることとされた県給与等条例第27条の3に規定する休日給、同号イに掲げる教育職員にあっては県給与等条例第27条の3に規定する休日給、同号ウに掲げる教員にあっては高等学校給与等条例第2条の規定によりその例によることとされた一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第33条に規定する休日給をいう。)が一般の職員に対して支給される日(アに掲げる日を除く。)

(教育職員の業務量の適切な管理)

第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について 360時間

2 教育委員会は、幼児、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員がやむを得ず一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間又は月数について、当該時間又は月数の区分に応じ、当該各号に定める時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月における時間外在校等時間 100時間未満

(2) 1年度における時間外在校等時間 720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

(4) 1年度のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数 6箇月

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 令和2年12月31日までの間における第3条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（令和2年9月以後の期間に限る。）」とする。

提案理由

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理に関し、必要な事項を定めようとするものである。